

## 6 ガバナンス

コーポレートガバナンス ..... 31

コンプライアンス ..... 44

リスクマネジメント ..... 47

— ガバナンス関連データ ..... 52

## ガバナンス関連データ

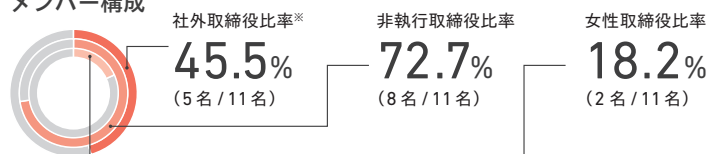
## コーポレートガバナンスの概要 (2022年6月22日時点)

## 組織形態

## 指名委員会等設置会社

## 取締役会

## メンバー構成



※社外取締役5名全員は当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たした独立役員です。

## 在任期間

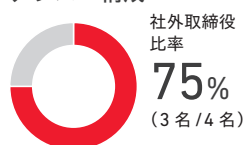


## 出席率 (2021年度)



## 指名委員会

## メンバー構成



## 出席率 (2021年度)



## 監査委員会

## メンバー構成

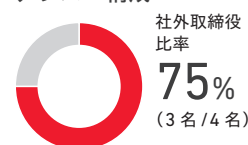


## 出席率 (2021年度)



## 報酬委員会

## メンバー構成



## 出席率 (2021年度)



(2021年4月から6月における  
監査等委員会の開催実績: 計4回・  
出席率100%)

## 6 ガバナンス

コーポレートガバナンス	31
コンプライアンス	44
リスクマネジメント	47

## — ガバナンス関連データ ..... 52

## ガバナンス関連データ

## 取締役・執行役の報酬等の額

## 指名委員会等設置会社移行前（2021年4月から2021年6月まで）

役員区分	報酬等の種類別の総額（百万円）				
	報酬等の 総額 （百万円）	固定報酬	業績連動報酬		対象となる 役員の員数 （名）
			STI (Short Term Incentive)	LTI (Long Term Incentive)	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	139	113	-	26	6
社外取締役 (監査等委員を除く)	8	8	-	-	2
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	36	36	-	-	2
社外取締役 (監査等委員)	12	12	-	-	3
(合計)	195	169	-	26	13

- ・当社は2021年6月23日開催の第97回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。上記は当社が指名委員会等設置会社に移行する前に在籍した各役員区分の報酬および合計人数です。
- ・役員報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）分年額1,160百万円以内、取締役（監査等委員）分年額270百万円以内です。
- ・上記については、当事業年度において、当社が当社役員に対して支給した報酬等の金額を記載しており、2021年6月23日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名、社外取締役（監査等委員を除く）1名および社外取締役（監査等委員）2名に対する支給額を含んでいます。
- ・取締役（監査等委員を除く）のSTIは、前述の取締役（監査等委員を除く）分役員報酬限度額に含まれており、2022年5月17日開催の報酬委員会にて決議された支給金額を記載しています。
- ・LTIの総額は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託に関して当事業年度中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額であり、非金銭報酬等に該当します。

## 指名委員会等設置会社移行後（2021年7月から2022年3月まで）

役員区分	報酬等の 総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （名）
		固定報酬	業績連動報酬		
			STI (Short Term Incentive)	LTI (Long Term Incentive)	
取締役 (社外取締役を除く)	181	181	-	-	3
社外取締役	66	66	-	-	5
執行役	586	265	188	133	8
(合計)	833	512	188	133	16

- ・上記の取締役に執行役を兼務する取締役3名は含まれていません。
- ・執行役のSTIは、2022年5月17日開催の報酬委員会にて決議された支給金額を記載しています。
- ・LTIの総額は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託に関して当事業年度中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額であり、非金銭報酬等に該当します。

## 最高給与受給者（代表執行役社長 最高経営責任者）の年間報酬等の総額（日本）

最高給与受給者（代表執行役社長 最高経営責任者）の年間報酬等の総額（百万円）	195
従業員の年間報酬総額の中央値に対する比率（%）	2,460

## 最高給与受給者（代表執行役社長 最高経営責任者）の年間報酬総額等の増加率（日本）

最高給与受給者（代表執行役社長 最高経営責任者）の年間報酬総額等の増加率（%）	0
---	---

## 6 ガバナンス

コーポレートガバナンス	31
コンプライアンス	44
リスクマネジメント	47

## — ガバナンス関連データ ..... 52

## ガバナンス関連データ

## Honda 税務基本方針

## 1. 本方針の目的

Honda 税務基本方針（以下、「本方針」という。）は、本田技研工業株式会社（以下、「HM」という。）およびその連結子会社（HM およびその連結子会社を合わせて「Honda」という。）における税に対する基本的な姿勢および考え方を定め、事業活動を行う各国・地域の税務関連法令等を遵守するとともに、その趣旨に従い、適正な納税を行うことにより、社会への貢献と企業価値の維持および向上を図ることを目的とする。

Honda は、各国・地域の税制度や国際課税ルール等の変更が頻繁に行われる環境のなか、事業が安定して適切に行われるよう、下記 2. (1)～(6)に掲げる税務基本方針のもと、正確で質の高い税務業務の実行および事業に伴う税務リスクへ対応する。

## 2. 税務基本方針

## (1) 法令遵守

Honda は、事業活動を行う国・地域における税務に関連する法令やルール、租税条約、OECD ガイドライン等の国際基準を遵守し、その趣旨に従うとともに、本方針を含む Honda で適用される税務に関連する規程や HCG 等の社内規定を遵守し、事業実態に即した適正な納税を行う。

## (2) 租税回避行為の禁止

Honda は、「地域で稼いだ利益は地域に還元する」という基本的な考え方のもと、タックスヘイブンの利用など租税回避を目的とした取引は行わず、事

業実態に即した取引のもと、適正な納税を行う。

## (3) 移転価格

Honda は、事業活動で創造された価値に応じた適切な納税を行うため、Honda 内での取引について、移転価格税制を十分に考慮し適正な価格（ALP: Arm's Length Price）の設定を行う。

## (4) 透明性の確保

Honda は、税務に関する情報の適時かつ正確な開示等を行うことにより、税務当局をはじめ税務に係るステークホルダーへの説明責任を果たすことの重要性を認識し、法令等に基づく税務に関する情報の開示に適切に対応する。

## (5) 政府・課税当局との関係

Honda は、事業活動を行う国・地域における政府・課税当局に対し、法令等や政府・課税当局からの求めに応じた税務情報を適時適切に提供するなど誠実な対応を通して、透明性の確保と継続的な信頼関係の構築に努める。

## (6) コーポレートガバナンス

Honda は、基本理念に立脚し、株主・投資家をはじめ、お客様、社会からの信頼を高めるとともに、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、「存在を期待される企業」となるために、経営最重要課題の一つとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおり、税務についても、その考え方、枠組みおよび運営方針を踏まえたガバナンスの整備を行う。